

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年4月

福 井 県

目 次

第1	基本的な考え方	1
1	協同農業普及事業の推進方向	1
2	普及事業と普及指導員の役割	1
第2	普及指導活動の課題	2
1	「次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画」実現に向けた 3つの柱からなる施策	2
2	「協同農業普及事業の運営に関する指針」（6の基本課題）	4
第3	普及指導活動の方法に関する事項	5
1	基本的な課題に対応した取組の推進方向	5
2	普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	8
3	普及指導活動の効果的な運営	10
第4	普及指導員の配置に関する事項	12
1	普及指導センター等の設置・運営	12
2	普及指導員の配置	12
3	農業革新支援専門員の配置	12
第5	普及指導員の資質の向上に関する事項	13
1	人材育成計画	13
2	向上を図るべき資質	13
3	資質向上の方法	14
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	16

第1 基本的な考え方

1 協同農業普及事業の推進方向

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法に基づいて、県が農林水産省と協同して専門職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化、その他農業経営および農村生活の改善に関する科学的技術および知識の普及指導を行うことにより主体的に改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展および農村の振興を図ろうとするものである。

現在、国内の食料・農業・農村は、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減などが懸念される状況にあり、国では農業の成長産業化を進める「産業政策」と農業・農村の有する多面的機能の維持発展を進める「地域政策」を車の両輪として、施策を展開している。

本県においては、農業や農村が農産物の安定供給のみならず、県土の自然環境や生物多様性の保全、美しい景観の創出等様々な機能を有し、私たちふくい県民の生命と生活の根源に深くかかわっている。一方、農業に携わる人々は年々減少し、農村は人口減少、高齢化、若者の流出により活力低下が深刻化している。

このため、新規就農者をはじめ大規模農家から兼業農家まで様々な農業者を育成し、福井県農業の長所や農村の魅力をさらに伸ばすとともに、新幹線開業等に伴い新たにふくいを訪れる人々や、ふくい県民を巻き込んだ多面的な政策を展開するため、令和6年3月に「次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画」を策定した。

農業者や農村に住む人々のアイデンティティの高揚を目指し、「農業者」、「農村住民」、「ふくいを訪れる人、県民」を対象とした3つの柱からなる施策体系とし、現状と課題を踏まえた施策の方向性を明らかにして具体的な施策を展開している。

2 普及事業と普及指導員の役割

普及事業においては、農業者・市町・関係団体等との対話を通じて、普及指導活動の役割を精査し、適切な役割分担のもと、農業者の経営意欲の増進や経営能力の向上を図りつつ、農業者等の主体的な計画・取り組みに対して、総合的かつ効果的な支援を行うことを通じて、効率的・安定的な農業経営の実現と地域の特性に応じた農業振興を図る農業者等を育成する。

普及指導員は、魅力ある農業・農村の実現に向け、高度な専門技術・知識により、農業者や市町、JA等農業関係団体、試験研究機関に加え、生産資材の製造・流

通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通にかかわる事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）、および農村の地域資源に関わる関係団体に直に接して支援を行う役割を担う。

そのため、普及指導員は、地域の課題等に対応する技術体系の構築および普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能と、多様な関係者の有機的な連携の構築や地域の合意形成の促進等を行うコーディネート役を通じ、産地のプロデュース機能などを発揮することにより、担い手の育成・確保、農業者の所得向上および地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面における革新を総合的に支援する。

第2 普及指導活動の課題

本県の農業、農村を取り巻く諸情勢の変化に伴い、普及指導活動の課題は複雑かつ多様化するとともに、普及組織に対する農業者、農業団体および市町からの要請も年々増大し、活動領域が拡大している。

このような情勢のもと、普及組織の役割を効果的に果たすため、現場での地域課題解決を第一に考えた普及活動を展開する。なお、課題解決にあたっては、調査研究を活用し、試験研究機関等と連携を密にしながら、早期に成果を上げることが求められている。

普及指導活動の課題については、早期に解決すべき地域の課題と現状を踏まえた上で、「次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画」の実現に向けた3つの柱からなる施策ならびに「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和7年4月）に示された基本的課題を踏まえ設定する。

1 「次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画」実現に向けた3つの柱からなる施策

(1) 4K（希望あふれる・カッコいい・稼げる・感動）農業の展開

①希望あふれる、次世代を築く担い手の育成

- ・新規就農者の受入体制の充実
- ・就農・就業希望者の誘致と定着
- ・多様な担い手（女性、障がい者、外国人材）の活躍できる環境づくり

②ふくい農業をけん引するリーディングファームの育成

- ・「農業経営アクセラレーションセンター」の設置
- ・ふくい農業の「次を拓く」技術開発
- ・リーディングファームの人材確保・育成

③ふくい農業をカッコよくするスマート農業の加速

- ・水田農業分野のスマート農業の実装を加速化

- ・園芸・畜産など新しい分野で実証・導入
- ・スマート農業を支える基盤整備

④稼げるふくい農業の展開

- ・需給変動や地球温暖化に強いふくいの米づくり
- ・稼げる園芸の拡大
- ・新幹線開業のチャンスを活かしたブランド畜産の振興

(2) 人々の笑顔があふれるふくいの農村づくり

①農村コミュニティの活性化

- ・住民がイキイキと暮らすモデル集落を育成
- ・農村住民のふるさとに誇りをもつ意識の醸成

②集落営農を次世代へ継承

- ・集落・地域における話し合い
- ・集落営農組織の立て直しと経営力強化
- ・若い世代や多様な担い手の育成

③中山間地域の農村経営を守る

- ・中山間地域の基盤整備を推進
- ・省力化による3つの難題の解消
- ・耕作放棄地の発生抑制

④地域を守る鳥獣害・防災減災対策

- ・地域ぐるみの鳥獣害対策の推進
- ・農村地域の防災・減災機能の向上

(3) ふくいの食・農・農村への思い、憧れの醸成

①新幹線に乗って行ってみたいくなる魅力あるふくいの食・農・農村づくり

- ・県外でふくいの農産物をPR
- ・新幹線駅でおもてなし
- ・新幹線駅から農村へ、交流拡大

②豊かなふくいの食・農の理解促進

- ・ふくいの食・農の魅力を学ぶ機会の拡大
- ・地域でとれた新鮮な農産物を地域で食べる地産地消を推進

③みどりの食料システム戦略の推進による環境にやさしい農業の推進

- ・有機農業のロールモデルづくり
- ・環境負荷低減技術の技術開発と実践
- ・環境にやさしい農産物の販路開拓と理解醸成

2 「協同農業普及事業の運営に関する指針」（6つの基本的課題）

（1）担い手の育成・確保

- ・認定農業者、新規就農者、法人経営体、集落営農組織の育成・確保に向けた取組支援
- ・地域計画に位置付けられた担い手の育成・確保に向けた取組支援、および経営管理能力向上、農作業安全への取組支援
- ・女性の農業経営への参画及び農村における活躍支援、農業支援サービスや多様な人材の活用のための取組支援

（2）スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

- ・スマート農業技術の活用およびこれと併せて行う新たな生産方式の導入促進
- ・専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用等による農業生産性向上支援
- ・農業生産工程管理（GAP）の導入等による生産基盤の強化に向けた取組推進

（3）みどりの食料システム戦略の推進

- ・気候変動に対する緩和策と適応策の推進支援
- ・営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組推進
- ・総合防除（IPM）等による化学農薬使用量（リスク換算）の低減、化学肥料の適正利用等を通じた使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大支援 等

（4）食料の安定供給の確保

- ・国内資源（肥料・飼料）の利用拡大等を通じた国際価格の影響を受けにくい生産体系の構築
- ・農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保
- ・家畜伝染性疾病予防、病虫害・雑草の発生予防及びまん延防止の対策等による食料の安定供給に向けた取組支援
- ・輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組支援 等

（5）農村の振興

- ・地域ぐるみの話し合いを通じた地域計画の実現等に向けた合意形成支援
- ・地域資源の発掘、他分野との連携、6次産業化等の取組支援
- ・農福連携

- ・中山間地域等の条件不利地域の振興、鳥獣被害対策等

(6) 大規模自然災害等への対応

- ・地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えや復旧・復興支援 等

第3 普及指導活動の方法に関する事項

1 基本的な課題に対応した取組の推進方向

新規就農者等への支援、新技術導入支援、農業支援サービスの活用促進、農村における多様な人材等との連携に当たっては、次に掲げる事項に取り組む。

(1) 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援および新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化や労働環境の整備、企業の農業参入を推進する。

また、新規就農およびその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じた支援を推進する。

さらに、女性の農業経営等への参画を促すための技術および知識の習得機会の確保や、外国人材の円滑な受入れを促すための適切な労務管理の実施等の支援を推進する。

ア 新規就農およびその定着の促進

青年層を始めとした農業の内外からの新規就農者の確保と早期の経営確立、定着促進のため、先進的な農業者、市町、農業協同組合、園芸カレッジ、農地中間管理機構、農業委員会、民間企業等の関係者・関係機関等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行うよう努める。

イ 農業経営体の経営支援

農業経営・就農支援センターに参画し、市町等と連携した就農支援や企業の農業参入の推進、専門家等と連携した法人化・経営継承・労働環境の整備等の課題に対する経営支援に取り組む。

ウ 女性の活躍推進

女性の農業経営等への参画を促すための技術及び知識の習得機会の確保、女性が能力を発揮できる環境整備を支援するとともに、地域をリードする女性農業者を育成する。

エ 農業青年クラブ等の活動支援

主体的な活動を支援するとともに、これらのクラブと農業高校生や園芸カレッジ等農業者研修教育施設の学生、福井県立大学をはじめ、農林漁業や食分野を専門とする学生等が交流し、相互に学習できるよう努める。

オ 外国人材の受入れ促進

農業分野に従事する外国人材の円滑な受入れを促進するため、円滑なコミュニケーションを基にした相互理解、適切な労務管理がなされるよう、必要な支援に努める。

(2) スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入促進

スマート農業技術および生産方式に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関やICTベンダー、農業機械メーカー等民間企業と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立および定着を図る。

また、その結果を広く農業者等に示し、目指すべき技術体系のイメージを共有させることにより、確立された新たな技術体系の地域への導入と定着を図る。

(3) 農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、専門作業の受注、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用を促進する。農業支援サービス事業者に対しては、産地情報の提供等により農業者等が持続性の高い農業支援サービスを受けられるよう支援を行うとともに、農業者等に対しては、農業支援サービス事業者に関する情報や当該サービスの活用を通じて農業生産資材コストを低減する経営手法に関する情報の提供等を行うことにより、農業支援サービスの活用の促進を図る。

(4) マーケットインの生産体制の構築

農業者や産地は、実需者が求める品質や量の農産物を安定的に供給していくことが求められており、普及指導員は実需者と農業者・産地とを橋渡しする役割を担うとともに、効率的かつ安定的に農産物を供給できる方法等について助言・指導を行う。

輸出向けの農産物や有機農産物など環境負荷の低減に資する農産物については、GAP認証や有機JAS認証の取得など追加的な対応が農業者・産地側に求められることが多いことから、こうした要求の下でも対象農産物の生産が拡大するよう、流通事業者と連携して対象農産物の強みの訴求手法を検討するなど、高位かつ安定的な供給量の確保に向けた支援を生産指導と併せて行う。

(5) その他の基本的課題に対応した取組の推進

ア みどりの食料システム戦略の推進

気候変動や生物多様性の保全等の対応にあたって、農業者の経営に配慮しながら、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）に加え、高温等の影響を回避・軽減する適応技術の普及等に取り組み、高い労働生産性と持続可能性を両立できる生産体系の構築を図る。

イ 農産物の輸出の促進

今後成長する海外市場を取り込み、農産物・食品の輸出の促進を図るため、農業協同組合等の関係機関や地域商社等と連携し、農業者にとって収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を支援する。

ウ 農村の振興に資する取組の推進

地域の関係機関と連携して、食料の安定供給や地域農業全体の維持・発展を目的とする活動のほか、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援し、必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、多様な人材の活用が促進されるよう支援する。

鳥獣被害対策については、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、緩衝帯づくり等の環境整備、効果的な捕獲技術の普及等、地域の総合的な取組を支援する。

また、荒廃農地対策にあたっては、地域ぐるみの話し合いを通じた最適な土地利用構想の策定や、この構想に基づく粗放的な利用なども含めた農地の保全等、地域の総合的な取組を関係機関と連携して支援する。

エ 農作業安全対策の推進

農業者の安全意識の向上等を通じて農作業安全対策の推進を図るため、農業者に対する研修体制の整備を図り、農作業安全に関する研修を実施する。

オ 大規模自然災害等への対応の推進

地震や豪雨等の自然災害に対する備えとして、「チェックリスト」や「農業版BCP」の策定等を推進する。また、被害の発生が予想される場合は、技術指導に係る情報等農業者や関係者に対して必要な指導・助言を行う。農業被害が発生した場合は、関係機関とも連携しつつ、各種支援措置に関する情報提供等を含め、早期の復旧や営農再開に向けた支援を行う。

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

農業者の多様なニーズに迅速かつ的確に対応し、課題解決の早期実現を図るため、意欲ある農業者・営農組織の育成、元気な農村づくりを目的に、普及指導活動方法の高度化、効率化を図る。具体的には、技術開発を担う試験研究機関、技術の実証・普及を担う普及指導員および新技術を使いこなす農業者が一体となり、目標を共有化して新技術の開発に取り組む。

農業革新支援専門員は普及指導員と試験研究機関との連携を強化し、現場に即応した技術開発と普及をこれまで以上に迅速に進める。このため、緊急な現地課題については、普及組織が中心となって県、国の試験研究機関や大学、民間等との産学官連携を構築することにより課題の解決を図る。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及組織は、普及指導員が直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう配慮し、農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努める。

また、携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、週間活動記録および普及組織内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用など、普及指導活動へのICTの活用は、効率化・高度化等に有効であり、積極的な活用を推進する。農業者や関係者に対して行う幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を含むICTの有効性も踏まえ、農業者等が情報を受け取りやすい方法を選択できるよう対応を図り、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努める。

(2) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

地域の農産物の供給力を維持・拡大していくためには、地域の農業振興を担う関係機関のみならず、広く食料システム関係者や金融機関など経営に係る助言等を行う民間企業等が地域農業の課題を共有し、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決のための取組を行っていくことが求められる。このため、関係者間で地域農業の課題を共有するための意見交換等を推進し、その上で、関係機関・関係者が、それぞれの役割や具体的な取組を検討するとともに、これを共有するための場づくり等を支援し、合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じた産地のプロデュース機能を発揮する。

また、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村の振興を図る。先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行い、地域モデルや新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

(3) 関係機関等との連携強化

ア 試験研究機関との連携

普及組織は、独立行政法人や大学等および本県試験研究機関と連携し、行政施策を踏まえつつ地域で問題となっている技術の課題化、実用化技術情報の共有、革新技術に関する現地組立実証等による重点プロジェクト活動を全県的に実施・指導し、現地に適応した総合技術として早期普及を図る。

そのために、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善点等を伝え、より実用性の高い技術が開発されるよう役割を果たす。

イ 行政部局との連携

普及組織は、基本計画および地域課題の実現に向け、行政部局と連携し施策の推進を行う。

また、農業者の動向・ニーズおよび農村の現状等に関する情報を積極的に収集し、地域農業の振興、農村活性化等に関する課題を政策化に向け行政部局に対し提言を行う。

ウ 民間企業等との連携

特に、税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ICT、高度な機械化技術等の分野について、民間企業と連携し実施する場合において、普及指導員は、関係者の役割分担の明確化やコーディネートを実施し、取組全体の総括・点検等を行い、円滑に進展するよう支援する。

さらに、民間の先端技術を駆使した農業経営を支援する場合、種苗会社・農薬メーカー・農業機械メーカー等の農業関連企業と連携を強化する。

エ 市町、農業団体との連携強化

市町、農業団体との連携は、それぞれの機関の役割が十分発揮できるように、地域の実情や管内の市町、農業団体の業務内容に応じて、普及組織が全体をコーディネートする。

また、普及組織は、地域農業の振興や活力ある農村社会の形成等を図る観点から農業改良普及推進協議会や農業再生協議会等とも積極的に連携を図る。

オ 都道府県間の連携等

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努める。

3 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定と評価

普及指導課題については地域農業の現状、農業者ニーズ、行政課題を踏まえ、農業関係者や一般県民に広く理解され、県内各地で特色ある活動を行うため、関係機関との合意形成を図りながら、普及指導員による取り組みの必要性および緊急性が高いものに重点化する。普及指導計画については、地域の実情に合わせた地域（産地）支援計画や重点指導が必要な農業経営体を対象とする個別育成支援型の計画のほか、それとは別に、各々の特徴や経営レベルに応じた農業組織・個別経営体を対象とした「個別支援計画」を策定する。

また、普及指導計画のうち、特に重要な課題や、地域横断的に技術革新、普及が必要な課題については、農業革新支援専門員等が中心となって重点プロジェクト計画を定め、普及組織等と連携して活動を行う。

普及指導計画を策定した課題については、内部・外部評価を実施し、次年度以降の計画に反映させることを通して、普及指導活動の効果を高める。

ア 普及指導計画の策定

県は、おおむね5年毎に国が定める「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定める。普及組織は、その方針に基づき、普及指導計画（年度計画）を策定する。

ただし、普及指導活動は、地域のビジョン等を踏まえ、中長期的な視点に立って展開していくことから、各普及組織における計画策定においても、中期計画を策定する。

普及指導課題の選定については、市町、JA等の関係機関と地域の現状を十分に把握し、地域のニーズに応じながら施策の波及効果が高いものを優先的に選択するとともに、目標については、地域、対象者等と協議し設定する。

また、普及組織は、普及指導計画の活動内容等の進捗について、部内会議や週間活動記録等を通じて、定期的、継続的に確認を行い、計画に掲げた目標を達成できるよう管理する。

イ 普及指導計画の評価

毎年度、すべての普及課題に対し、検討会（計画・中間・実績）を開催し、内部評価を実施する。検討会では、課題および対象、目標、活動方法等の適切性や目標の達成状況を確認する。

また、普及指導計画のより高い成果創出に向け、先進的な農業者をはじめ、専門性の高い外部委員を幅広い分野から選定し、より客観的な視点からの外部評価を行い、その結果を福井県HPで公表する。

ウ 重点プロジェクト計画の策定

農業革新支援専門員は、集積した技術・情報を活用し、地域農業の現状と課題を踏まえ、特に新技術の導入や地域横断的な技術革新、普及が必要となる課題について、普及指導員、試験研究機関等と連携し各々の役割を明確化したうえで「重点プロジェクト計画」を策定、実施する。

エ 調査研究の適切な実施

普及指導員は、現地課題の解決に向け、試験研究機関を始めとする関係機関等と積極的に連携し、調査研究を実施する。

なお、調査研究で得られた成果は、普及指導活動および普及指導員の資質の向上に有効に活用するため、専門項目ごとの研究会での情報交換等により有効に活用すると共に、普及指導活動の高度化に活用する。

第4 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導センター等の設置・運営

普及指導員の活動拠点として、県内全域を管轄し高度営農支援拠点となる農業革新支援センターを置く。

さらに経営支援に特化した農業経営アクセラレーションセンター、鳥獣害対策に特化した鳥獣害対策室および地域営農支援拠点となる地域普及指導センターを設置する。

なお、農業革新支援センターと農業経営アクセラレーションセンターは農業試験場に、鳥獣害対策室は中山間農業・畜産課に、地域普及指導センターは各地区の農林総合事務所、嶺南振興局にそれぞれ置き、普及指導員が農業者に密着した普及指導活動と地域状況・課題に柔軟に対応するとともに、スマート農業をはじめとした高度・先進技術および経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間企業および専門家や、市町、農業団体等の関係機関と連携した活動体制とする。

また、継続的に協力を依頼する専門家や普及指導員OB等を、普及指導協力委員（地域農業支援員等）として委嘱し、普及指導活動を補完する。

2 普及指導員の配置

普及指導員の配置に当たって、本県農業の推進方向、地域の農業事情や特性および普及指導活動の効果等に配慮し、十分な人員配置を行う。また、普及指導員の経験年数や在任期間を考慮する。人口減少社会下において安定的に人材を確保するため、普及指導活動経験が豊富な退職者等の再雇用を促進する。また、普及指導員を目指す新卒者等の確保や若手職員の意欲向上に向け、SNS等様々な媒体やメディアの活用、大学など教育機関との交流等を通じて普及指導活動への理解醸成や社会的な認知度の向上を図る。

普及指導員の任用資格を有する者の養成に当たり、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及指導センター等に配置し、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の資質向上を図る。

3 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち高度な専門性や経験を有する者を、農業革新支援専門員として農業革新支援センターに配置する。

農業革新支援専門員は、普及指導センターとの連携や役割分担を明確にしつつ、

専門技術の高度化及び政策課題への対応において、試験研究機関や関係団体、行政、食料システム関係者等と連携のもと、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導および普及指導員の資質向上を図る。

さらに、研究員や普及指導員等と連携して、先進的な農業者等からの専門的な相談に対応するなど、パートナーシップの構築を図る。

なお、農業革新支援専門員の担当分野は、土地利用型作物、園芸（野菜・花卉・果樹）、畜産、生産工程管理（GAP）、農作業安全、総合防除（IPM）、持続可能な農業、鳥獣被害防止対策、担い手育成、自然災害対策、6次産業化、スマート農業、農産物の輸出産地形成、知的財産および普及指導方法とする。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、現場における農業者の課題解決を第一に考えたうえで、本県農業施策推進に貢献していくことが求められる。課題に的確に対応していくための機能、役割を十分に発揮できるよう、長期的視点に立って、体系的、継続的な資質向上を図る。

1 人材育成計画

普及指導員の技術・知識・普及指導活動の方法等の能力を継続的、計画的に向上していくため、「福井県普及指導員人材育成計画」を策定する。

人材育成計画には、人材育成の理念を掲げ、「普及指導員の目指すべき人材像」と「普及指導員、農業革新支援専門員に求められる資質」、「人材育成に向けた取組方針」、「人材育成にかかる推進体制と組織の姿勢」等を定める。

また、人材育成計画とは別に、「福井県普及指導員研修実施要領」を定め、年度毎に「普及指導員研修計画（研修カリキュラム）」を策定する。

なお、人材育成計画および研修実施要領はおおむね5年毎に改定を行うが、期間中、状況に応じて必要が生じた場合は、随時見直しを行うこととする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業および農業経営に関する基本的な知識をはじめ、スマート農業、気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）、農作業安全、鳥獣被害防止対策、国際水準GAP、知的財産（植物新品種、栽培技術、商標等）の戦略的な保護・活用、規模拡大、法人化、経営継承や経営管理能力の向上など農業経営等に関する指導に必要な技術の習得を図る。

併せて、多様な農業者に接して有意義な情報の交換を行うためのコミュニケーション

ョン能力、食料システム関係者等の多様な関係者と農業者・産地との連携に向けた意見交換等を円滑に進めるためのファシリテーション能力、地域計画の変更等に要する地域農業・農村の実態や課題の整理を行う分析力やこれらに基づいた将来展望や関係機関間の連携方策を提案する企画力などの資質向上を図る。

また、普及指導活動を進める能力について、調査研究の成果や各種普及指導活動関係手引き、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組に責任を持って遂行すること等により、継続的に研鑽を行う。

農業革新支援専門員は、重点プロジェクト計画を中心とした普及指導活動、調査研究活動、関係機関（県および国の行政機関、試験研究機関、その他専門機関等）とのコーディネートを積極的に行うことを通じ、全国的な視野を持って農政推進を総括的に行うことができる人材の育成を図る。

3 資質向上の方法

普及指導員に対する研修の実施に当たっては、国と県において、それぞれの役割分担を踏まえながら、普及指導員の発展段階に応じ、基礎・実践力の向上、専門的指導力の向上、総合的指導力の向上、企画・運営力の向上を目標に、ICT等を効果的に活用しつつ、研修を実施する。

また、研修体系における各能力の確立期に必要な国および県が実施する研修を計画的に受講できるよう配慮し、普及指導活動に資する関係団体や民間企業が実施する研修等も活用する。

さらに、研修等の内容を伝達する機会を設けるなどし、研修効果の波及を図る。

(1) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期における研修体系は、「福井県普及指導員人材育成計画」に示す他、その実施、運用については、「福井県普及指導員研修実施要領」、具体的な研修カリキュラムについては、年度毎の「普及指導員研修計画」に示す。

(2) 研修の計画的な実施

人材育成計画等に基づき、農業革新支援センターで毎年度の研修計画を策定し、研修を計画的に実施する。研修の実施に際しては、ニーズや有効性等を把握し、効果的かつ効率的に実施する。

(3) 研修の方法

目的および対象者等に応じて、仕事を通じた研修（O J T）と、集合研修、派遣研修等職場を離れて実施する研修（O f f - J T）を実施する。

また、研修の実施に当たっては、経験豊富な普及指導員の実践的な内容が盛り込まれたものとなるよう配慮するとともに、e-ラーニングや、I C Tを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習および復習など、各方法の特性を考慮し、研修効果の向上に資する工夫を検討、実施する。

ア 集合研修では、講義のみならず、討議・演習・実習等のアクティブ・ラーニングを採り入れること等により、研修効果の向上を図る。

イ O J Tは、新任普及職員の実践的職務遂行能力を早期に向上させるため、新任普及職員が所属する普及指導センター長等は、新任普及職員の相談役、伴走役として、トレーナーを設置する。新任普及職員が所属する普及指導センター等は、農業革新支援センターと協議しながら、育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により計画的に実施する。

ウ 派遣研修は、習得を図ろうとする知識および技術等に応じて、先進的な農業者、試験研究機関、国が体系的に行う階層別研修や専門分野別研修等への派遣を実施するとともに、民間企業等の外部機関が行う研修等を積極的に活用する。

(4) 多様な人材・機関との連携

研修計画の策定および研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識および技術を習得できるよう、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関、マーケティング、経営、農業生産工程管理（G A P）、I C T、有機農業を含む環境保全型農業、知的財産管理等に長けた民間企業等の多様な人材・機関と連携を図る。

(5) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及組織において、普及指導活動経験の少ない普及指導員等が増加している。このため、こうした普及指導員等のO J T等の実施状況や研修効果、意欲等について複数の者で確認するなど、農業革新支援センターと地域普及指導センターは協力して当該職員の早期育成と資質向上を図るための体制整備に努め

る。

また、普及指導センター長等は、研修の進捗を管理するとともに、職員間のコミュニケーションの活発化等により、普及組織全体で当該職員を育成する機運を維持する。

農業革新支援センターは育成体制を総括するとともに、助言・支援を行う。

その際、普及指導活動を経験した退職者や再雇用者など経験豊富な人材、ICTの活用等を通じて、普及組織がこれまで培ってきた技術や知見、普及指導方法の継承にも配慮する。

(6) その他の資質向上に係る取組

普及指導活動に資する資格の取得や有機農業指導員の育成など国が行う支援策の活用等、普及指導員の継続的かつ自主的な研鑽の取組を後押しするとともに、普及指導活動事例の発表等の機会を積極的に設け、知識やプレゼンテーション能力の向上を図る。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

普及組織は、新規就農者の確保・育成、円滑な経営継承、企業の農業参入、健全な農業経営体の育成等を図るため、(公社)ふくい農林水産支援センター、(一社)福井県農業会議、日本政策金融公庫等と連携し、市町や農業団体、食料システム関係者等の協力のもと、体系的かつ総合的な研修・教育等を行う。

また、農業・農村の6次産業化を図る観点から林業および漁業に関する普及指導員、商工会議所、中小企業団体中央会等の指導機関との連携を推進する。

さらに、協同農業普及事業の実施に当たって、普及組織は持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する取組を行う。